平成２６年（フ）第８１６号
札幌市中央区南８条西９丁目755番地２　グランドサクセス中島公園302号
債務者　植木　晃一
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１９号
札幌市厚別区厚別西３条５丁目６番７号
債務者　阿部　克利
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４４号
札幌市東区北10条東１丁目１番36―401号
債務者　永井　　健
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８８号
札幌市清田区里塚１条４丁目13番18―105号
債務者　糸金　範善
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９３号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘４丁目10番地13
債務者　安齊　和代
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０７号
札幌市豊平区中の島１条３丁目３番27―102号
債務者　岩本　孝子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１１号
札幌市北区新琴似３条３丁目２番２号　コーポ有光５号
債務者　新田　隆大
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９３３号
札幌市東区北20条東10丁目３番36号　シャトルＴＨ20―406号
債務者　福　　啓嘉
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４０号
札幌市北区北21条西７丁目２番21号　グランドール森井201号
債務者　竹田　美恵（旧姓下河邊）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４４号
札幌市北区北32条西５丁目３番27号　レガート北32―303号
債務者　竹本　玲奈
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７５号
札幌市東区北22条東２丁目３番20号　伸恵マンションＡ号
債務者　小原　　斉
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９９３号
北海道千歳市青葉２丁目13番２号
債務者　中野　　睦
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１００５号
札幌市西区二十四軒４条６丁目２番７号　社会福祉法人ＮＩＫＯＲＩ
債務者　藤田小百合
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６号
群馬県高崎市箕郷町生原1075番地９　井之浦アパート２号
債務者　石田　　操（旧姓岩谷）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６８号
千葉県銚子市幸町２丁目41番地
債務者　酒井　千枝
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第７８号
千葉県山武市松尾町祝田112番地１　Ｈ号
債務者　綱島　弘勝
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第７９号
千葉県山武市松尾町大堤187番地８
債務者　綱島　幸弘
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２１８号
神奈川県厚木市愛甲３丁目25番11号　タミーハイツ第２―203
債務者　飛川　雪代（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部